

令和 3 年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修 実施要項

1 目 的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）を養成することを目的とします。

2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 対象者

(1) サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスのいずれかを実施する指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者。

(2) 児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づき、障害児通所支援のいずれかを実施する指定障害児通所支援事業者、もしくは障害児入所支援を実施する指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者ともに、感染症対策の観点から、**受講申込時点において定められた実務経験年数を満たす方で、令和 4 年度までに従事することが決まっている方等、今年度確実に受講が必要な方に限ります。**
人事異動に備えた予備的な申込はお控え下さいますよう、ご理解ご協力をお願い致します。
なお、次年度受講者選考において、今年度受講者の従事状況を考慮する場合があります。

4 研修日程

	講義名	内容	備考
1 日目 2 日目	相談支援従事者初任者研修 合同講義 ※サービス管理責任者等として従事するための必須講義	・講義動画を配信期間指定の上、オンラインにて受講いただきます。 ・受講者は、 講義動画を視聴後に報告書を作成し、指定日までに提出 いただきます。	・過去に受講済みであり、合同講義受講証明書や相談支援従事者初任者研修修了証をお持ちの方は、受講する必要はありません。
3 日目	サービス管理責任者等基礎研修 共通講義	・講義動画を配信期間指定の上、オンラインにて視聴いただきます。 ・受講者は、 講義動画を視聴後に報告書を作成し、指定日までに提出 いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。
4 日目 5 日目	サービス管理責任者等基礎研修 演習	・受講者は 事前課題を作成の上、指定日までに提出いただいた後、演習に参加 いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。 ・別添の演習日程をご確認ください。

※講義動画の配信期間等詳細は、受講決定者にのみお伝えします。

5 受講費用について

サービス管理責任者等基礎研修部分 1日につき3,000円

相談支援従事者研修部分 1日につき3,000円

【5日間受講の方】 相談支援従事者研修（合同講義）＋サービス管理責任者等基礎研修	15,000円
【3日間受講の方】 サービス管理責任者等基礎研修	9,000円
【2日間受講の方】 相談支援従事者初任者研修（合同講義） ※相談支援従事者初任者研修にてお申し込みください。	6,000円

※研修に係る費用、滞在費等諸費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

6 申込み方法等について

- (1) 提出書類【必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修における留意事項」「研修体系」「受講対象者について」を確認し、下記の書類を揃えて申し込んでください。】

○初めてサービス管理責任者等基礎研修を受講される方

①	【様式第1号】 受講申込・推薦書	・必要事項を記入し、必ず法人又は事業所の代表者から推薦を受けてください。 ※研修体系等をよく読んで、ご記入ください。	必須 福祉のまちづくり研究所ホームページよりダウンロードしてください。
②	【様式第2号】 法人・事業所推薦書及び実務経験申告書	※実務経験は受講申込者からの申告となっておりますので、実務経験証明書等の事業所からの証明、事業所印、資格を証明する書類等の提出は必要ありません。 実務経験の確認は、サービス管理責任者等として配置される際に、事業所指定担当部署が「実務経験証明書」により行います。 ただし、お申し込みいただく前に、従事予定事業所の指定担当部署へ、事前に実務経験をご確認ください。	
③	【様式第3号】 申込チェックシート	・必要事項を記入してください。事業所から複数名分まとめて郵送する場合は、1枚のみ提出して下さい。	
④	返信用封筒（必須） ・長形3号 120mm×235mm に94円切手を貼付 ・返信先 （返信宛先住所・宛先氏名・受講者氏名（宛先氏名と同一の場合は不要））を明記 ・複数名お申し込みの場合でも、お一人様につき封筒1通ずつ必要です。		必須

○過去に相談支援従事者初任者研修5日間もしくは2日間を受講された方

上記①～④に加えて、相談支援従事者初任者研修修了証書もしくは、合同講義（2日間）の受講証明書のコピーを添付してください。 その場合、合同講義の受講は必要ありません。 尚、上記①申込書（様式第1号）の項目⑬を必ずチェックしてください。	該当者のみ
--	-------

(2) 申込方法

- ・申込みにかかる様式類は、福祉のまちづくり研究所ホームページから、ダウンロードしてください。
- ・上記提出書類を、原則、郵送で申込んでください。
- ※FAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受け付けません。
- ※申込書類は、未記入や押印漏れ等の不備がないよう様式3号で確認してから提出してください。
- ※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。
- ※提出された書類については、返却しません。
- ※申込みの着、不着のお問い合わせにはお答えしません。
- ※申込書に記載された個人情報研修事業以外の目的には使用しません。
- ※受講の可否については、同封されている返信用封筒を用いてお知らせします。発送日はホームページに掲載しますので、それ以降に不着の場合はご連絡ください。
- ※虚偽内容を記載した場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取り消す場合があります。
- ※他の都道府県からご応募される場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。

(3) 申込締め切り

令和3年7月9日（金）正午 必着 ※締切後の申込は一切受け付けません。

[申し込み先]

〒651-2181 神戸市西区曙町 1070

総合リハビリテーションセンター

福祉のまちづくり研究所 研修センター

※「サービス管理責任者等基礎研修 申込書在中」と朱書きのこと

7. 受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、1事業所1名での決定とさせていただくとともに、受講申込者の資格要件、就任予定時期等を考慮したうえで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、今年度確実に受講が必要と認められる場合に受講決定します。
- (2) 兵庫県内に所在を有する事業所を優先します。
- (3) 受講の可否については、受講申込時に同封の返信用封筒（94円切手貼付）を利用してお知らせします。※研修日の1週間前までに連絡のない場合は、確認をお願いします。
- (4) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。
- (6) 他の都道府県から申込をされる場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。

8 修了証書の交付

- (1) 全カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の基礎研修修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修終了後にお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。全日程の出席が可能であることを前提としてお申し込み下さい。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については修了証書の交付を行わない場合があります。

(注) ①他の受講者、研修会場に迷惑となる行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）
③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等
④研修に関するルールを守れない場合（駐車が認められない場所への無断駐車等）

- (5) **相談支援従事者初任者研修合同講義の動画視聴報告書**は、当講義の修了に必要な必須カリキュラムとなります。そのため、**配信期間内に講義動画を視聴できなかった場合や指定日までに視聴報告書の提出がされなかった場合**、記載内容に明らかな不備がある場合は、**カリキュラム未修了となり、受講証明書は交付できません。**
- (6) **サービス管理責任者等基礎研修共通講義の動画視聴報告書**は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるものとなります。そのため、**配信期間内に講義動画を視聴できなかった場合や指定日までに視聴報告書の提出がされなかった場合**、記載内容に明らかな不備がある場合は、**カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すと同時に、修了証書は交付できません。**
- (7) **サービス管理責任者等基礎研修演習事前課題**は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習では重要な位置づけであることから、**指定日までに提出がされなかった場合**や記載内容に明らかな不備がある場合は、**カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すと同時に、修了証書は交付できません。**

9 重要事項

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から研修制度の改定があり、サービス管理責任者等の従事要件は、基礎研修修了後に 2 年以上かつ 360 日以上の実務経験を経た後、実践研修を修了することで、取得できることになりました（本研修はサービス管理責任者等基礎研修になります）。サービス管理責任者等の制度について、詳しくは別紙の説明資料等によりご確認ください。
- (2) 受講申込書等に、未記入や記入相違、押印漏れ等の不備がないよう確認してから提出してください（未記入や記入相違箇所があると、受講決定の選考にあたり不利となる場合があります）。
- (3) **受講決定者には、メールで連絡する場合がありますので、申込書のメールアドレス欄には、常に閲覧できるメールアドレスを間違いなくご記入ください。なお、メールを送信した場合は、福祉のまちづくり研究所にその旨掲載いたします。**
- (4) 受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- (5) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、時間内をお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。
- (6) 必ず、別紙「研修における留意事項」を確認してから、申込をしてください。

(7) オンライン実施に変更となる場合

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講による研修（演習部分）に変更する場合があります。
- ・オンライン実施に変更となった場合には、オンライン接続による研修環境を原則として自職場にてご用意していただきますようご協力お願い申し上げます。（環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。）
- ・**オンライン型で実施する場合は、受講決定者に別途お知らせします。**
- ・Zoom のインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。
- ・研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取扱いをさせていただきます。（当方都合を除きます。）

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】 ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】 谷垣・齋藤

【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班

TEL: 0 7 8 - 3 4 1 - 7 7 1 1 （代表）

【担当】 女鹿(めが)・新(あらた)

※受講申込者の実務経験における個別具体的な内容の確認については、従事予定事業所の指定担当部署へご連絡ください。